

在日米軍に関する住民の安心・安全 の確保について

【担当省庁】外務省、防衛省

住民の安心・安全の確保

- 米軍・経ヶ岬通信所に関して、住民の安心・安全の確保のため、以下の事項に総力を挙げて取り組んでいただきたい。
 - ① 京都府から防衛大臣へ確認した「米軍TPY-2レーダー配備に係る確認・要請事項」に基づき、事件・事故の未然防止や騒音対策などについて、確実に実行すること。
また、施設等工事の実施に当たっては、安全対策に万全を期すこと。
 - ② 陸上自衛隊福知山射撃場の米軍人・軍属の射撃訓練に当たっては、騒音対策や射撃場周辺の安全管理対策等について、確実に実行すること。
 - ③ 日米地位協定の改定に、速やかに着手すること。

【現状・課題等】

京都府京丹後市への T P Y - 2 レーダー配備に当たり、京都府知事から防衛大臣に要請(平成 25 年 9 月 10 日)を行い、「国として責任を持って対応する」との回答を得た。

国においては、これまで真摯に対応いただけてきたところであるが、事件・事故の未然防止や騒音対策など、引き続き対応していただく必要がある。

加えて、陸上自衛隊福知山射撃場の米軍人・軍属の射撃訓練に当たり、射撃訓練に関する住民の安心・安全の確保について、京都府知事から防衛大臣に要請(平成 28 年 11 月 7 日)を行い、「安全管理対策や騒音対策などに万全を期す」との回答を得た。

国においては、この内容を確実に実行していただくことが必要である。

さらに、昨今の在日米軍人・軍属の事件・事故なども踏まえ、裁判権の取り決めなどが定められている日米地位協定について、その改定に速やかに着手していただくことも重要である。

【参考】

◎米軍 T P Y - 2 レーダー配備に係る確認・要請事項

平成 25 年 9 月 10 日 防衛大臣 小野寺 五典 様
京都府知事 山田 啓二

京都府京丹後市の航空自衛隊経ヶ岬分屯基地周辺への米軍・ T P Y - 2 レーダーの配備については、住民の生命と財産を確保するため、政府として責任ある対応のもと、下記条件の確認を求めるものである。

記

- 1 府民の安心・安全の観点から、以下の内容について、政府が責任を持って対応すること。
 - (1) ミサイルに対する防護体制に万全の体制をとること。また、テロなどへの警戒・警備体制について、警備のための増員を行うなど、万全を期すこと。
 - (2) 米軍関係者による事件・事故の未然防止に総力を挙げて取り組むこと。また、万が一、事件・事故が発生した場合には、政府が責任をもって適切な措置を講じること。
 - (3) 電磁波について配備前後に調査を実施し、安全基準を遵守するほか、騒音、景観な

ど周辺環境に及ぼす影響について、万全の策をもって対応すること。万が一、環境への影響や被害が発生、若しくは発生するおそれがある場合は、責任をもって適切かつ確実な措置を講じること。

- (4) 農業、漁業、観光等、地域の生業・産業をはじめ、日常の地域生活の維持に影響を来たすことのないよう、万全な予防及び支援措置を講じること。
 - (5) 地域の生活用水や農業用水に支障のないよう必要な水を確保されるとともに、水の排水についても、万全の措置を講じること。
 - (6) 米軍関係者の施設整備や区域外における居住場所の選定にあたっては、京丹後市の意向を十分踏まえて行うこと。
- 2 日米地位協定における米軍人・軍属に対する裁判権の行使に関する運用や災害等緊急時の対応等について、住民不安の解消のため絶えざる改善に努めること。
 - 3 地元から交番又は駐在所等の新設に強い要望を受けていることから、そのために必要な交番等設置と警察官の増員について、国において必要な措置を講じること。
 - 4 レーダー配備に伴う大型車両等の通行による道路の安全確保や丹後半島全体の避難経路を確保する観点から、国において道路整備に係る予算の特例加算など特段の措置を講じるとともに、これに伴う地方負担の軽減について十分な措置を行うこと。
 - 5 今日までに行ってきた質問・確認事項等に対する回答内容については、誠実に遵守すること。

◎陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による限定使用に関する要請について

平成 28 年 11 月 7 日 防衛大臣 稲田 朋美 様
京都府知事 山田 啓二

陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による限定使用に関して、住民の安心・安全を確保するため、政府として責任ある対応のもと、下記条件の確認を求めるものである。

記

- 1 訓練の実施に関して、政府として、米軍とともに責任を持って対応すること。
 - (1) 訓練を実施する際は、訓練による事故が発生しないよう万全の体制を確保するとともに、細心の注意を払うこと。また、規律ある行動を確保し、近隣住民に不安や迷

惑をかけることの無いよう、万全の対策を図ること。

(2) 陸上自衛隊福知山射撃場での米軍関係者の訓練は、米軍経ヶ岬通信所の軍人・軍属に限っての使用とするとともに、自衛隊の管理・規則の下で実施すること。また、拳銃・小銃等の訓練以外の訓練を行わないこと。

(3) 陸上自衛隊福知山射撃場の使用については、米軍関係者の使用を含め、同射撃場の近年の年間最大使用日数（昨年 の 183 日を基準）を超えないよう、必要最小限とするとともに、土曜・日曜や時間外の使用はしないこと。また、訓練実施の間は、やむを得ない緊急の場合を除き、射撃場外へ出ないこと。

2 射撃による騒音について、早急に騒音調査を実施するとともに、騒音を低減させるよう防音壁を設置するなど、効果的な騒音対策を実施すること。

3 万が一にも場外へ流れ弾が出ないよう、かつ、住民等が誤って場内へ入ることの無いよう、射撃場周辺を強固なフェンスで囲むなど、安全管理施設の整備と安全対策の徹底を図ること。

4 弾薬の扱いに係る管理監督者及び安全責任者を設置するとともに、射撃場内はもちろんのこと施設間の移動等も含め、万全の管理体制を確保すること。

5 経ヶ岬通信所から射撃場間の移動は、バス等による集団移動を厳守するとともに、交通安全ルールの遵守など徹底を図ること。

6 福知山市や地元自治会の要望に対して、真摯に対応すること。

7 万が一、米軍関係者による事件・事故が発生した場合には、政府において責任を持って適切な措置を講じること。

【京都府の担当課】

総務部 総務調整課 075-414-4023